

交指甲達第 14 号
平成 28 年 6 月 22 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

駐車監視員活動・違法駐車取締り活動ガイドライン等の策定及び公表について

駐車監視員活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定及び公表については、駐車監視員活動ガイドラインの策定及び公表について（平成 25 年交指甲達第 23 号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、警察庁からガイドライン改定のための見直し経過を明らかにするため、「駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿」（以下「検討簿」という。）の導入が示され、下記のとおり定めたので、確認業務を委託する警察署（以下「委託署」という。）及び委託しない警察署において検討簿を活用したガイドライン等の見直しが行われるよう、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

第 1 委託署におけるガイドライン

1 ガイドラインに定める事項

ガイドラインの様式は、駐車監視員活動ガイドライン（別記様式第 1 号）とするが、別添 1 のモデルを参考として、次の事項を定めるものとする。

(1) 活動方針

駐車監視員がガイドラインに定める重点路線、地域及び時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する旨を明記すること。

(2) 重点路線及び重点地域

駐車監視員が、放置車両の確認等を行うために重点的に巡回すべき路線及び地域を定めること。この場合において、重点路線及び重点地域は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 12 第 1 項の規定により署長が公示することとなる放置車両確認機関が確認事務を行う区域の範囲内とする。

なお、必要に応じ、巡回の頻度等を勘案し、最重点路線及び地域と重点路線及び地域に分けても差し支えない。

(3) 重点時間帯

(2) のそれぞれの重点路線及び地域において、駐車監視員が重点的に巡回を行う時間帯を定めること。

(4) 自動二輪車等に関する事項

自動二輪車及び原動機付自転車については、駐車監視員がこれらの車種の放置車両

を確認するために重点的に巡回すべき路線、地域及び時間帯を（２）及び（３）に定める重点路線、地域及び重点時間帯の範囲内で抽出し、定めること。

2 策定上の留意点

ガイドラインは、次の（１）から（４）までの手順により策定するものとする。

(1) ガイドライン案の作成

ガイドラインを作成しようとする署長は、良好な駐車秩序確立の要請の一方、地域経済の健全な維持発展の要請に留意し、次の事項を中心に管内の駐車実態を的確に把握した上で、ガイドライン案を作成すること。

ア 違法駐車の状態

イ 違法駐車がその一因となったと認められる交通事故の発生状況

ウ 違法駐車による交通渋滞の発生状況

エ 違法駐車取締りに関する地域住民等の意見・要望

(2) 地域住民等の意見・要望の把握方法

（１）エの違法駐車取締りに関する地域住民等の意見・要望を把握するに際しては、次の方法を参考にすること。ただし、「ア 警察署協議会における意見・要望の聴取」については、可能な限り実施すること。

ア 警察署協議会における意見・要望の聴取

イ 交番、駐在所連絡協議会等における意見・要望の聴取

ウ 地域交通安全活動推進委員協議会における意見・要望の聴取

エ 市町の交通担当課、道路管理者等からの意見・要望の聴取

オ 商店街関係者からの意見・要望の聴取

カ 貨物運送事業者等物流関係事業者の意見・要望の聴取

キ 110番その他の方法により警察署に寄せられた意見・要望の分析

(3) ガイドライン案の交通指導課への報告

署長は、（１）により策定したガイドライン案を交通指導課長に報告し、交通指導課長においては、次の事項を勘案して必要な指導・調整を加えること。

ア 県警察全体の取締方針との整合性

イ 隣接警察署間での重点路線等の整合性

(4) ガイドラインの決定

署長は、交通指導課長との指導・調整を経た上で、ガイドラインを決定すること。

3 見直し

違法駐車の状態等が短期間で大きく変化することもあるため、ガイドラインは、次の事項等を踏まえ、随時見直しを行い、交通指導課は見直しに際し、適宜、必要な指導・調整を委託署に対して行うこととする。

なお、最低でも1年に1回は、定期的にガイドラインの内容を見直すこと。

(1) 違法駐車の状態の変化

(2) 違法駐車が一因となったと認められる交通事故・交通渋滞の発生状況の変化

(3) 違法駐車取締りに関する意見・要望の状況の変化

- (4) 大規模店舗の開店、道路の新設等による交通流量の変化
- (5) 関連交通規制の見直し状況

4 公表

策定し、又は改定されたガイドラインについては、次の（１）から（４）までの方法を参考としつつ、効果的な公表を実施するものとする。

- (1) 委託署のホームページへの掲載
- (2) 警察署、交番等における掲示又は配布
- (3) 交番・駐在所だより等への掲載
- (4) 自治体広報紙等への掲載

5 策定・公表の時期

委託署は、委託を開始する前にガイドラインを策定し、公表すること。

6 放置車両確認機関に対する指導教養の徹底

警察署交通課長又は警察署幹部（警部以上の階級にある者。）は、放置車両確認機関及び同機関の駐車監視員に対し、ガイドラインの趣旨及び内容を周知徹底するものとする。また、駐車監視員が活動する場所及び時間帯は、原則として、ガイドラインの重点路線、地域及び重点時間帯の範囲内とする。

第2 確認事務を委託しない警察署におけるガイドライン

委託署以外の警察署のうち、警察官又は交通巡視員の計画的な違法駐車取締り活動を行うことが必要な地域がある警察署において、重点を明らかにした取締り活動を行うことによる効果が期待できる場合は、別添2のモデルを参考にして違法駐車取締り活動方針（別記様式第2号）を策定し、公表するものとする。

第3 駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿の活用

1 検討簿の作成

委託署は、ガイドラインを改定する場合は別添3のモデルを、改定しない場合は別添4のモデルを参考として、駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿（別記様式第3号）を年1回以上行われるガイドラインの見直しの都度、作成するものとする。

2 違法駐車取締り活動方針との関係

委託署以外で違法駐車取締り活動方針を策定する警察署は、ガイドラインを改定する場合は別添3のモデルを、改定しない場合は別添4のモデルを参考に、違法駐車取締り活動方針改定検討簿（別記様式第4号）を活用し、委託署と同様に定期的な活動方針の見直しを行うこと。

3 検討簿の保管

駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿及び違法駐車取締り活動方針改定検討簿については、原本と検討資料を警察署にて暦年で5年間保管し、検討の経緯を明らかにしておくと共に、その写しを交通指導課へ送付すること。

別記様式省略